

中小企業者のための市の融資制度

古河市中小企業事業資金融資

事業資金が必要な時、円滑な融資が得られるよう 古河市であっせんする制度です

制 度 名		自 治 金 融		振 興 金 融	
資 金 使 途		融資限度額	融資期間	融資限度額	融資期間
設 備 資 金		1, 0 0 0万円	7 年以内	2, 0 0 0万円	7 年以内
運 転 資 金		1, 0 0 0万円	7 年以内	1, 0 0 0万円	7 年以内
運転設備併用		1, 0 0 0万円	7 年以内	2, 0 0 0万円 〔運転：1,000万円〕	7 年以内
対 象 者		・ 市内で1年以上営業している中小企業主の方 ・ 保証協会の対象業種 ・ 市税(市民税・固定資産税・国民健康保険税等)を完納している方		自治金融に同様の他、 ・ 市特有の事業を営む企業の振興を図るための資金 ・ 設備の近代化を図るための資金 ・ 中小企業協同組合等の共同施設資金 ・ その他市長が中小企業助長行政上、適当と認めた資金	
保 証 人 保 担		保証人：個人は原則不要、法人は原則代表者のみ 担 保：必要に応じて ※保証協会の保証付融資で、保証料が必要です。(保証料率：年率0.45～1.90%)			
金 返 利 済		年 1 . 1 1 % (令和元年5月7日現在) ※金利はご確認ください。保証申込受付日の固定金利です。 ※返済方法は元金均等月賦返済、設備資金の場合には6ヶ月以内の据置も可能です。			

※振興金融で市特有の事業を営む企業とは、

傘製造・甘露煮製造・御家宝製造・地酒製造・醤油製造・お茶製造・ヨシズ製造業です。

※資金の借換えには、借入額の1/2以上を返済していることが必要です。

※営業用乗用車の融資あっせんは、300万円までとなります。

※自治金融と振興金融を併せての融資あっせんは、2,000万円が限度となります。

※利子と保証料については、市から一部補助があります。申請書を提出してください。

【利子補給】 ※0.5%限度、1年間。但し、借換えを含む融資利用の場合には該当しません。

・自治金融：設備 500万円限度、運転 300万円限度

・振興金融：設備 1,000万円限度、運転 500万円限度

※併用の場合は300万円が限度となります。

【保証料補助】 ※年0.82%限度

・保証料から補給額を差引かれた額が保証協会から請求されます。

《申込先》

※古河市内の商工会議所・商工会、又は金融機関(市内の自治金融取扱本支店)へご相談ください。

※事業所のご住所・所在地等により、申込み窓口・期限が異なりますので、ご確認ください。

・旧古河市区域の方は古河商工会議所へ、毎月5日までにお申し込みください。

・旧総和町と旧三和町区域の方は古河市商工会へ、毎月25日までにご確認の上お申し込みください。